

令和8年2月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(行ウ)第115号 取消・無効確認等請求及び返還請求事件

判 決

愛知県春日井市西高山町1丁目5番5号

5 原 告 原 田 芳 裕

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

被 告 春日井市長 石黒直樹

主 文

1 本件訴えをいずれも却下する。

10 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 事案の概要

15 本件訴えは、原告が、いずれも地方自治法242条の2第1項2号に基づく住民訴訟として提起したものであり(別紙回答書)、その請求の趣旨は、次の1ないし3のとおりである。

1 被告が花王株式会社との間で令和6年9月27日付で締結した「土地売買契約解除に関する合意書」は、地方自治法96条1項8号に違反し無効であることを確認する。(以下、当該請求を「**本件請求①**」という。)

20 2 本件合意書に基づく相殺処理(買戻金2,973,542,037円からの違約金982,998,611円と使用料相当額329,295,904円の控除)に係る会計処理を取り消す。(以下、当該請求を「**本件請求②**」という。)

3 被告は春日井市を代表して、上記相殺により控除された金額について、花王株式会社に対し返還を求める措置を講ずべき義務があることを確認する。(以下、当該請求を「**本件請求③**」という。)

25 第2 当裁判所の判断

1 地方自治法242条の2第1項2号に規定する請求における取消し又は無効

確認の対象は、「行政処分たる当該行為」であり、ここでいう「行政処分」とは、行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義であると解されるどころ、これは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）。

そこで、以下、本件請求①及び本件請求②の請求の対象が上記の意義の行政処分に当たるといえるか否かについて検討する。

(1) 一件記録（甲1、7）によれば、愛知県春日井市（以下「**春日井市**」という。）と花王株式会社（以下「**花王**」という。）は、春日井市と花王との間で締結された春日井市が所有する同市内の土地を花王に対して売り渡す旨の土地売買契約（平成30年3月22日付けで仮契約がされた後、春日市議会の議決を経て本契約に至り、その後数次の変更がされたもの。）について、令和6年9月27日付け「土地売買契約の解除に関する合意書」（以下「**本件合意書**」という。）により、①当該契約を合意により解除する旨（1条）、②春日井市が花王に支払うべき売買代金の返還金は、29億7354万2037円とする旨（2条）、③花王が春日井市に支払うべき違約金は、9億8299万8611円とし（3条）、花王が春日井市に支払うべき使用料相当額は、3億2929万5904円とする（4条）、④春日井市と花王は上記②の金額と上記③の金額を相殺するものとし（7条1項）、これにより春日井市が花王に対し支払うべき金額は、16億6124万7522円とする旨（同条2項）等の合意（以下「**本件合意**」という。）をしたことが認められる。

(2) 本件請求①は、本件合意書又はこれによる本件合意の無効確認を求めるものと解される。しかし、本件合意は、前記(1)のとおり、春日井市と花王との間で締結された土地の売買契約について、当該売買契約を合意解除する旨や、これに伴い両者が負担すべき金銭債務を確認した上で、両者間の債権債務をその対当額で相殺した上で、春日井市が花王に対して支払うべき金額を確認する旨等を合意したもので

あつて、契約当事者としての立場でされた私法上の合意にすぎないから、それが公共団体の公権力の主体としての行為であるとも、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものであるともいえないことは明らかである。したがって、本件請求①が無効確認の請求の対象とする本件合意書又はこれによる本件合意は、行政処分には当たらない。

(3) 本件請求②は、「本件合意書に基づく相殺処理(略)に係る会計処理」の取消しを求めるものであるところ、「会計処理」が具体的にいかなる行為を指すのかは必ずしも判然としないものの、前記(2)のとおり、本件合意が契約当事者としての立場でされた私法上の合意にすぎないことからすれば、本件合意書に基づく相殺やこれに伴う春日井市の会計処理について、公共団体の公権力の主体としての行為であるとも、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものであるともいえないことは明らかである。したがって、本件請求②が取消しの対象とする「本件合意書に基づく相殺処理(略)に係る会計処理」は、行政処分には当たらない。

2 また、本件請求③は、被告(春日井市長)において本件合意書に基づく相殺により控除された金額の返還を花王に求める措置を講ずべき義務があることの確認を求めるものであるが、当該措置が行政処分に当たるとはいえないことを措くとしても、当該請求が地方自治法242条の2第1項2号に規定する行政処分たる行為の「取消し又は無効確認」の請求に当たらないことは明らかである。

3 以上によれば、本件訴え(本件請求①ないし③に係る訴え)は、いずれも、地方自治法242条の2第1項2号に基づく訴えとして不適法なものというほかなく、その不備を補正することができない。

4 よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条により口頭弁論を経ないで本件訴えをいずれも却下することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

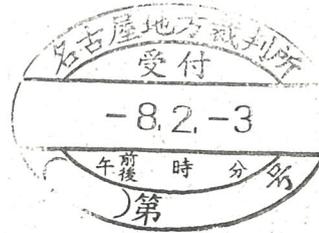
裁判長裁判官 貝 阿 彌 亮

裁判官 小 野 啓 介

5

裁判官 土 屋 利 英

令和7年(行ウ)第115号



回答書

1 請求の趣旨第1項の訴えについて

(1) 訴状の「請求の趣旨」には「1 被告が花王株式会社との間で令和6年9月27日付で締結した「土地売買契約解除に関する合意書」【甲7号証】は、地方自治法96条1項8号に違反し無効であることを確認する。」(以下「本件訴え①」といいます。)とあり、訴状2頁の「請求の原因」には、本件訴えの性質として地方自治法242条の2第1項2号に基づく住民訴訟との記載がありますが、訴状の請求の趣旨は複数あり、いずれの訴えが同号に基づくものかが明らかではありません。そこで、本件訴え①の訴訟物についてお聞きしますが、本件訴え①は、同項何号に基づくものでしょうか。

【回答】(下線部に内容を記載してください。)

本件訴え①は、地方自治法242条の2第1項 2号に基づく請求である。

(2) 前記(1)で地方自治法242条の2第1項2号に基づくものと記載した場合について、お聞きします。同号に基づく無効確認請求の対象は、「行政処分たる当該行為」となります。そのため、以下に「行政処分たる当該行為」を記載してください(行為の主体、時期及び内容を特定してください。)

【回答】

本件訴え①の無効確認請求の対象である「行政処分たる当該行為」とは、以下のものである。

被告が花王株式会社との間で令和6年9月27日付で「土地売買契約解除に関する合意書」を締結し、その後、地方自治法96条1項8号による議会議決を経ていること。本件訴え①の通りである。

2 請求の趣旨第2項の訴えについて

(1) 訴状の「請求の趣旨」には「2 本件合意書に基づく相殺処理(買戻金2,973,542,037円からの違約金982,998,611円と使用料相当額329,295,904円の控除)に係る会計処理を取り消す。」(以下「本件訴え②」といいます。)とあり、本件訴えの性質として地方自治法242条の2第1項2号に基づく住民訴訟との記載もあります。そこで、前記1と同様、本件訴え②の訴訟物についてお聞きしますが、本件訴え②は、同項何号に基づくものでしょうか。

【回答】(下線部に内容を記載してください。)

本件訴え②は、地方自治法242条の2第1項 2号に基づく請求である。

(2) 前記(1)で地方自治法242条の2第1項2号に基づくものと記載した場合に

ついて、お聞きします。同号に基づく取消請求の対象は、「行政処分たる当該行為」となります。そのため、以下に「行政処分たる当該行為」を記載してください（行為の主体、時期及び内容を特定してください）。

【回答】

本件訴え②の取消請求の対象である「行政処分たる当該行為」とは、以下のものである。

本件合意書に基づく相殺処理に係る会計処理。
本件訴え②の通りである。

3 請求の趣旨第3項の訴えについて

訴状の「請求の趣旨」には、「3 被告は春日井市を代表して、上記相殺により控除された金額について、花王株式会社に対し返還を求める措置を講ずべき義務があることを確認する。」（以下「本件訴え③」といいます。）とあり、本件訴えの性質として地方自治法242条の2第1項2号に基づく住民訴訟との記載もありますが、前記のとおり、同号に基づく請求は、行政処分たる当該行為の「取消し又は無効確認の請求」であり、本件訴え③は、取消し又は無効確認の請求には当たらないようにも思われます。そこで、次の記載に従って、その訴えの性質及び内容を明らかにしてください。

【回答】

本件訴え③は、地方自治法242条の2第1項 2号に基づくものであり、これを踏まえた請求の趣旨は、次のとおりである。

~~本件合意書が無効若しくは本件合意書に基づく会計処理が取り消~~
~~（この場合は、相殺上り）~~

被告は春日井市を代表して、上記相殺により控除された金額について、花王株式会社に対し返還を求める措置を講ずべき義務があることを確認する。本件訴え③の

令和 8年 1月 27日

通りである

住所（送達場所）

愛知県春日井市西高山西1-5-5

氏名 原田芳太郎



これは正本である。

令和8年2月19日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 西 岳 清 美

